

入 札 説 明 書

入札公告（令和 7 年 10 月 16 日付）に基づく一般競争入札（条件付き）について、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

この修繕は、予定価格の事前公表を行い、また郵便入札となります。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

1 修繕の概要等

- | | |
|-----------|---|
| (1) 修 繕 名 | 槽外堅型カッター付ポンプ修繕 |
| (2) 修繕番号 | 環施第 28 号 |
| (3) 修繕場所 | 桜井市大字浅古 485 番地の 2 桜井市し尿処理場 地内 |
| (4) 修繕概要 | 槽外堅型カッター付ポンプ 3 台の分解整備
・ No.1 破碎機(11kW) 1 台
・ No.2 中継槽(1)攪拌ポンプ (3.7kW) 1 台
・ 汚泥循環ポンプ(1.5kW) 1 台
()内は発動機能力
(メーカー：相互ポンプ製作所) |
| (5) 履行期間 | 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで |

2 予定価格

¥6,549,000 円（消費税等抜き）

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 桜井市契約規則（昭和 44 年 3 月桜井市規則第 3 号）第 2 条の 2 の規定に該当しないこと。
- (3) 令和 7 年度桜井市入札参加資格登録者名簿に登録されていること。
- (4) 公告日から契約の締結日までの間において、桜井市物品購入等の契約に関する指名停止措置基準に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法第 172 号）（以下「旧法」という。）第 30 条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなす。

4 申請方法

この入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書（様式1）及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

（1）申請書等の配付

ア 期 間 令和7年10月16日（木）から令和7年10月29日（水）まで
（ただし土・日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

イ 場 所 桜井市大字浅古485番地の1
桜井市環境部施設課（桜井市グリーンパーク管理工房棟4階）
（桜井市ホームページからダウンロードすることもできます。）

（2）資格確認資料の提出

資格確認資料は、アまたはイの方法により提出してください。

ア 郵送の場合

郵便局の窓口において、「一般書留」または「簡易書留」にて受付期間内に到着するよう郵送手続きを行ってください。郵送に要する費用は、入札参加者負担とします。宛先は「19. お問い合わせ先」に記載のものとしてください。

受付期間 令和7年10月20日（月）から令和7年10月29日（水）まで

イ 直接提出の場合

以下の受付期間内に、担当部署に直接提出してください。

受付期間 令和7年10月20日（月）から令和7年10月29日（水）まで
（ただし土・日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

担当部署 桜井市大字浅古485番地の1
桜井市環境部施設課（桜井市グリーンパーク管理工房棟4階）

ウ 提出書類

- ①競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- ②モラルに対する決意を記載した書面（様式2）

エ 部 数 各1部

5 入札参加資格の確認

（1）入札参加資格が確認された者には、令和7年10月31日（金）に競争入札参加資格確認通知書を発送します。

（2）確認通知書の交付を受けた者は、入札参加資格があるものとします。ただし、入札参加資格がある者は、以後の手続きについて入札執行者の指示に従うものとし、指示に従わない時は入札参加資格を取り消す場合があります。

（3）入札参加資格の確認を得ることが出来なかった者は、その理由について説明を求めることができます。

ア 期 日 令和7年11月7日（金）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

イ 書面で欠格理由説明を要求する書類を作成し、担当部署に直接提出してください。
担当部署は、「19. お問い合わせ先」に記載しています。

ウ 令和7年11月12日（水）に欠格理由説明書を発送します。

6 仕様書等の配付

入札参加資格がある者には、仕様書等の配付を行います。仕様書等は、送付する競争入札参加資格確認通知書に同封します。

7 仕様書等に対する質問

- (1) 仕様書等に対する質問は、質問書（様式3）を用い、下記のとおり行ってください。
また、FAX送信後に必ず担当部署に電話連絡してください。連絡先は「19. お問い合わせ先」に記載しています。

ア 期 日 令和7年11月7日（金）午前9時から午後5時まで

イ 提出方法 FAXのみ

- (2) (1)の質問に対する回答は、令和7年11月12日（水）に全ての入札参加者に対しFAXで行います。

8 入札書及び入札書提出用封筒

- (1) 入札書

ア 入札書等の記入方法について記載した「入札書等の記載について」を、競争入札参加資格確認通知書に同封して送付しますので、記載の「入札書」欄をご覧ください。

イ 入札金額、入札者の住所、業者名及び代表者名を記載し、届出印と同じ印影を押印してください。

- (2) 入札書提出用封筒

ア 入札書提出用封筒を競争入札参加資格確認通知書に同封して送付します。別紙「入札書等の記載について」の「入札書提出用封筒」欄をご覧ください、必要事項が記載されていることを確認して、届出印と同じ印影を差出人(入札者)欄に押印してください。

イ 入札書提出用封筒に必要事項を記入した入札書を入れ、封かんしてください。封かん(2箇所)は届出印と同じ印影で行ってください。

9 入札書の提出及び辞退等

- (1) 入札書の提出は、アまたはイの方法により、**受付期間内に到着**するよう行ってください。

ア 郵送の場合

郵便局の窓口において、「一般書留」または「簡易書留」で郵送手続きを行ってください。郵送に要する費用は入札参加者負担とします。宛先等詳細は、別紙「入札書提出用封筒記載例」等をご覧ください。

受付期間：令和7年11月17日（月）から令和7年11月21日（金）まで

イ 直接提出の場合

以下の受付期間内に、担当部署に直接提出してください。受付の際に「郵便入札書等受付票」を交付しますので、本入札手続きが終わるまで大切に保管してください。

受付期間 令和7年11月17日（月）から令和7年11月21日（金）まで
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

担当部署 桜井市大字浅古 485 番地の1

桜井市環境部施設課（桜井市グリーンパーク管理工房棟4階）

- (2) 入札を辞退する場合は、担当部署に電話連絡をしたうえで、アまたはイの方法により入札辞退届を提出してください。入札を辞退することにより、後日の入札に影響す

ることはありません。担当部署は、「19.お問い合わせ先」に記載しています。

ア 郵送の場合

封筒に入札辞退届を封かんして、**入札を辞退することがわかるよう封筒表面に「入札辞退届在中」等記載**し、入札書提出期間の終了日までに届くように担当部署に郵送してください。封筒の様式及び郵送方法については問いません。

イ 直接提出の場合

入札書提出期間の終了日まで(土・日・祝を除く、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く。))に、担当部署に入札辞退届を直接提出してください。

- (3) 指定された方法以外で提出された入札書は「無効」となります。また、入札書が受付期間内に到着しなかった場合、入札に参加することはできません。また、すでに提出した入札書等の書き換え、引き換え又は取り消しはできません。

10 開札の立会い

- (1) 入札参加者のうち希望する方は、開札に立ち会うことができます。(1業者につき1名)
- (2) 開札の立会を希望する方は、入札書の提出期限までに、開札立会申請書を持参またはFAX送信してください。
【FAX：0744-45-2002 ※FAXの場合は、送信後に施設課へ電話連絡してください。】
- (3) 開札立会人は2名までとし、希望者が3名以上の場合は、開札立会申請書の先着順で2名とします。
- (4) 代理人が立会を希望する場合は、開札立会委任状が必要となります。開札当日に持参してください。
- (5) 開札立会人は、開札当日に開札確認書に署名及び押印が必要となるので、印章(認印可)を持参してください。(代理人が立会をする場合は、開札立会委任状に押印している受任者の印を持参してください。)
- (6) 開札の立会を希望する者がいない場合は、入札事務に関係のない職員が立会い、開札を行います。

11 開札日時及び場所

- (1) 日 時 令和7年11月25日(火) 午後2時00分
- (2) 場 所 桜井市大字浅古485番地の1
桜井市グリーンパーク 管理工房棟4階 大会議室

12 落札者の決定

- (1) 落札決定に当たっては、予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。予定価格を超える場合は失格となります。
- (2) 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をしたものが2者以上あるときは、直ちにくじにより落札決定するものとします。開札立会人が当該者の場合は、その者のくじは当該者が引くものとします。くじを引かない者がある場合は、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとします。本くじに関しての開札立会人以外の傍聴は、これを認めません。

13 開札結果

開札結果については、全ての入札参加者に当日中に電話連絡いたします。また、入札事務終了後に桜井市役所 2 階市民ロビー内の掲示板において閲覧することもできます。

14 契約書作成の要否

要します。落札者は、桜井市契約規則第 23 条第 1 項の規定に基づき、落札の日から 5 日以内に契約を締結するものとします。

15 入札方法

- (1) 桜井市契約規則第 9 条に基づき行うものとします。
- (2) 入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとします。
- (3) 入札の回数は 1 回とします。
- (4) 入札書は入札書提出用封筒に入れ封かんし、封筒に押印してください。印影は、業者登録の届出印と同一のものとしてください。
- (5) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (6) 入札を辞退するときは、入札辞退届を提出してください。

16 入札の無効等

- (1) 本説明書に記載した、競争入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札、虚偽の申請を行った者がした入札並びに入札心得等、入札に関する条件に違反した入札は無効とします。
- (2) 入札参加資格を確認された者であっても、入札までに入札参加資格を満たさなくなった時は、入札に参加できません。
- (3) 落札者が契約までに入札参加資格を満たさなくなったときは、契約の締結はできません。
- (4) 入札書において、入札金額、住所、業者名、代表者名、印影又は重要な文字が誤脱し若しくは不明なときは、入札が無効となります。
- (5) 入札書の記入には、筆跡を容易に消すことができる鉛筆やこすると消えるペンなどは使用しないでください。訂正する場合は、砂消しゴムや修正液などは使用せず、訂正箇所には二重線を引き届出印と同じ印影を押印し、訂正箇所の上か横に正しい文字や数字を記入してください。ただし、**入札金額の訂正はできません**ので、金額を訂正する場合は、新しい用紙で作成してください。
- (6) 1 枚の入札書提出用封筒に 2 枚以上の入札書を入れた場合や、入札書提出用封筒に記載された件名と封入された入札書に記載された件名が異なる場合等は無効となります。

17 入札保証金・契約保証金

桜井市契約規則（昭和 44 年 3 月桜井市規則第 3 号）の定めるところによります。

18 その他

- (1) 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は実施しません。
- (2) 資格確認資料のヒアリングは実施しません。ただし、記載内容が不明瞭で入札参加資格が確認できない場合には、説明を求めることがあります。
- (3) 提出された資格確認資料は返却しません。なお、公表することや無断で使用することはありません。
- (4) 入札参加者は、配付資料等を熟読すると共に、本説明書及び入札心得を遵守するものとします。
- (5) 一般競争入札（条件付き）に参加を希望する者が営業停止処分を受けた場合において、営業停止期間中は、入札参加申込み、入札等ができないものとします。
- (6) 入札において事故が起きたとき又は不正な行為があると認められたときは、入札を中止又は延期する場合があります。

19 お問い合わせ先

〒633-0052 奈良県桜井市大字浅古 485 番地の 1

桜井市環境部施設課（桜井市グリーンパーク管理工房棟 4 階）

電 話 0744-45-2001

F A X 0744-45-2002